

## 交付図書の訂正について

令和6年11月29日付けで入札公告を行った「東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和7年3月17日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長

### 【訂正内容】

- ・特記仕様書
- ・設計図
- ・参考図
- ・割掛対象表参考内訳書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

# 正誤表(1/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤																					
特記仕様書 7頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>上 下 別</th> <th>施工区間</th> <th>予定期</th> <th>回数</th> <th>通行止め・ランプ閉鎖 規制可能時間帯</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜石自動車道 上 花巻JCT～花巻空港IC</td> <td>令和8年7月、 10月</td> <td>10回</td> <td>20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釜石自動車道 下 花巻空港IC～東和IC</td> <td></td> <td>20回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上表の通行止め・ランプ閉鎖可能時間帯の( )内の時間は、施工可能時間を示す。 なお、高速道路等の通行止め・ランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止め・ランプ閉鎖に伴う本線、IC、JCTの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。</p> <p><b>8-6 週休2日工事</b> 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日工事(発注者指定方式)」である。</p> <p><b>8-6-1 定義</b> (1)「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2)「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。      ①共通仕様書1-1-3「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇(3日)の期間      ②共通仕様書1-3-5「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間      ③工場製作のみを実施している期間      ④冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間 (3)「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 (4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p><b>8-6-2 履行確認(週休2日確保の確認方法)</b> (1)現場閉所を行うときは、工事会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡するものとする。 (2)受注者は、工事完了後、週休2日の取得状況が確認できる「取得報告書」(様式-4)を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。 (3)監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休2日の取得状況を確認するものとする。</p>						上 下 別	施工区間	予定期	回数	通行止め・ランプ閉鎖 規制可能時間帯	摘要	釜石自動車道 上 花巻JCT～花巻空港IC	令和8年7月、 10月	10回	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)		釜石自動車道 下 花巻空港IC～東和IC		20回		
上 下 別	施工区間	予定期	回数	通行止め・ランプ閉鎖 規制可能時間帯	摘要																	
釜石自動車道 上 花巻JCT～花巻空港IC	令和8年7月、 10月	10回	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)																			
釜石自動車道 下 花巻空港IC～東和IC		20回																				

7

正

対象	正																					
特記仕様書 7頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>上 下 別</th> <th>施工区間</th> <th>予定期</th> <th>回数</th> <th>通行止め・ランプ閉鎖 規制可能時間帯</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜石自動車道 上 花巻JCT～花巻空港IC</td> <td>令和8年7月、 10月</td> <td>10回</td> <td>20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>釜石自動車道 下 花巻空港IC～東和IC</td> <td></td> <td>20回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上表の通行止め・ランプ閉鎖可能時間帯の( )内の時間は、施工可能時間を示す。 なお、高速道路等の通行止め・ランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止め・ランプ閉鎖に伴う本線、IC、JCTの交通規制に要する費用は関連する単価項目によるものとする。</p> <p><b>8-6 週休2日工事</b> 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日工事(発注者指定方式)」である。</p> <p><b>8-6-1 定義</b> (1)「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (2)「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く工事着手日から工事が完成した日までの期間をいう。      ①共通仕様書1-1-3「作業日」に規定する12月29日から翌年1月3日まで及び夏期休暇(3日)の期間      ②共通仕様書1-3-5「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間      ③冬期休止期間等特記仕様書に規定する発注者が工事全体を施工対象外としている期間 (3)「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 (4)「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p><b>8-6-2 履行確認(週休2日確保の確認方法)</b> (1)現場閉所を行うときは、工事会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡するものとする。 (2)受注者は、工事完了後、週休2日の取得状況が確認できる「取得報告書」(様式-4)を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。 (3)監督員は、受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休2日の取得状況を確認するものとする。</p>						上 下 別	施工区間	予定期	回数	通行止め・ランプ閉鎖 規制可能時間帯	摘要	釜石自動車道 上 花巻JCT～花巻空港IC	令和8年7月、 10月	10回	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)		釜石自動車道 下 花巻空港IC～東和IC		20回		
上 下 別	施工区間	予定期	回数	通行止め・ランプ閉鎖 規制可能時間帯	摘要																	
釜石自動車道 上 花巻JCT～花巻空港IC	令和8年7月、 10月	10回	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)																			
釜石自動車道 下 花巻空港IC～東和IC		20回																				

7

# 正誤表(2/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤
特記仕様書 8頁	<p>(4) 履行確認の結果、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額を減額変更するものとする。</p> <p><b>8-6-3 工期</b> 受注者は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。 余裕期間(工事着手期限)：契約保証取得の日の翌日から60日後</p> <p><b>8-7 週休2日工事に要する費用</b> <b>8-7-1 補正対象項目及び補正方法</b> 見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳(材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等)を確認し、週休2日に係る費用が含まれていないものについては、<b>NEXCOの土木工事積算基準 第35編「週休2日(4週8休)工事の積算」</b>の規定に基づき補正額を算出するものとする。 また、週休2日の確保を本特記仕様書8-6-2「履行確認(週休2日確保の確認方法)(2)」による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。 なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している週休2日に係る費用の内訳(材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等)に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、<b>NEXCOの土木工事積算基準 第35編「週休2日(4週8休)工事の積算」</b>により減額費用を算出するものとする。</p> <p><b>8-7-2 支払</b> 週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p><b>9. 関連工事に関する事項</b> <b>9-1 関連工事</b> 契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">8</p>
	<p><b>正</b></p> <p>(4) 履行確認の結果、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額を減額変更するものとする。</p> <p><b>8-6-3 工期</b> 受注者は、共通仕様書1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。 余裕期間(工事着手期限)：契約保証取得の日の翌日から60日後</p> <p><b>8-7 週休2日工事に要する費用</b> <b>8-7-1 補正対象項目及び補正方法</b> 見積活用方式を採用する工事において、見積対象とした項目においては、最終参考見積書の内訳(材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等)を確認し、週休2日に係る費用が含まれていないものについては、<b>NEXCOの土木工事積算基準(4週8休)(令和6年度版)</b>の規定に基づき補正額を算出するものとする。 また、週休2日の確保を本特記仕様書8-6-2「履行確認(週休2日確保の確認方法)(2)」による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。 なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書1-33-1「新単価」の規定によるものとし、見積対象とした項目においては、最終参考見積書に記載している週休2日に係る費用の内訳(材料、労務費、機械経費、その他、割掛費等)に基づき減額変更を行うものとする。最終参考見積書に内訳の記載がないものについては、<b>NEXCOの土木工事積算基準(4週8休)(令和6年度版)</b>により減額費用を算出するものとする。</p> <p><b>8-7-2 支払</b> 週休2日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p><b>9. 関連工事に関する事項</b> <b>9-1 関連工事</b> 契約書第2条に規定する当社または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">8</p>

# 正誤表(3/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤																											
特記仕様書 19頁	<p>注2) 供試体は最適締固め温度にてそれぞれ作製し、各々指定の頻度で試験を実施するものとする。</p> <p>注3) 試験は、「舗装施工管理要領」II建設工事関係1-1(3)(b)(ii)に従って行う。</p> <p>2 1-5 アスファルト舗装改良工</p> <p>2 1-5-1 種別</p> <p>共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>本線橋梁部において、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(基層用遮水性アスファルト混合物、高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を15 cm舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を18 cm舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 タイプA</td> <td>本線橋梁部において、の床版調査後にアスファルト混合物(表層用アスファルト混合物(タイプA))を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 F B 1 3 (B)</td> <td>本線橋梁部において、橋梁床版上に橋梁レベリング層用アスファルト混合物(最大粒径13 mm)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 SMA II型</td> <td>本線トンネル部において、中間層に碎石マスチックアスファルト混合物II型を舗設するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1-5-2 設計断面</p> <p>切削オーバーレイ工等の設計断面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設計断面における新規混合物の厚さ</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>4 0 mm</td> <td>表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>4 0 mm</td> <td>表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">19</p>	種 別	区分内容	オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線橋梁部において、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(基層用遮水性アスファルト混合物、高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を15 cm舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を18 cm舗設するもの。	レベリング工 タイプA	本線橋梁部において、の床版調査後にアスファルト混合物(表層用アスファルト混合物(タイプA))を舗設するもの。	レベリング工 F B 1 3 (B)	本線橋梁部において、橋梁床版上に橋梁レベリング層用アスファルト混合物(最大粒径13 mm)を舗設するもの。	レベリング工 SMA II型	本線トンネル部において、中間層に碎石マスチックアスファルト混合物II型を舗設するもの。	単価表の項目	設計断面における新規混合物の厚さ	摘要	オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物
種 別	区分内容																											
オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線橋梁部において、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(基層用遮水性アスファルト混合物、高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を15 cm舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を18 cm舗設するもの。																											
レベリング工 タイプA	本線橋梁部において、の床版調査後にアスファルト混合物(表層用アスファルト混合物(タイプA))を舗設するもの。																											
レベリング工 F B 1 3 (B)	本線橋梁部において、橋梁床版上に橋梁レベリング層用アスファルト混合物(最大粒径13 mm)を舗設するもの。																											
レベリング工 SMA II型	本線トンネル部において、中間層に碎石マスチックアスファルト混合物II型を舗設するもの。																											
単価表の項目	設計断面における新規混合物の厚さ	摘要																										
オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物																										
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物																										
	正																											
	<p>注2) 供試体は最適締固め温度にてそれぞれ作製し、各々指定の頻度で試験を実施するものとする。</p> <p>注3) 試験は、「舗装施工管理要領」II建設工事関係1-1(4)(b)(ii)に従って行う。</p> <p>2 1-5 アスファルト舗装改良工</p> <p>2 1-5-1 種別</p> <p>共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>本線橋梁部において、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(基層用遮水性アスファルト混合物、高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を15 cm舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)</td> <td>本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を18 cm舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 タイプA</td> <td>本線橋梁部において、の床版調査後にアスファルト混合物(表層用アスファルト混合物(タイプA))を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 F B 1 3 (B)</td> <td>本線橋梁部において、橋梁床版上に橋梁レベリング層用アスファルト混合物(最大粒径13 mm)を舗設するもの。</td> </tr> <tr> <td>レベリング工 SMA II型</td> <td>本線トンネル部において、中間層に碎石マスチックアスファルト混合物II型を舗設するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1-5-2 設計断面</p> <p>切削オーバーレイ工等の設計断面は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設計断面における新規混合物の厚さ</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>4 0 mm</td> <td>表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>4 0 mm</td> <td>表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">19</p>	種 別	区分内容	オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線橋梁部において、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(基層用遮水性アスファルト混合物、高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を15 cm舗設するもの。	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を18 cm舗設するもの。	レベリング工 タイプA	本線橋梁部において、の床版調査後にアスファルト混合物(表層用アスファルト混合物(タイプA))を舗設するもの。	レベリング工 F B 1 3 (B)	本線橋梁部において、橋梁床版上に橋梁レベリング層用アスファルト混合物(最大粒径13 mm)を舗設するもの。	レベリング工 SMA II型	本線トンネル部において、中間層に碎石マスチックアスファルト混合物II型を舗設するもの。	単価表の項目	設計断面における新規混合物の厚さ	摘要	オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物
種 別	区分内容																											
オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線橋梁部において、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、アスファルト混合物(基層用遮水性アスファルト混合物、高機能舗装II型用アスファルト混合物)を舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を15 cm舗設するもの。																											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	本線土工部において、既設舗装面を路面切削機により切削した後、高弾性上層路盤用アスファルト混合物を18 cm舗設するもの。																											
レベリング工 タイプA	本線橋梁部において、の床版調査後にアスファルト混合物(表層用アスファルト混合物(タイプA))を舗設するもの。																											
レベリング工 F B 1 3 (B)	本線橋梁部において、橋梁床版上に橋梁レベリング層用アスファルト混合物(最大粒径13 mm)を舗設するもの。																											
レベリング工 SMA II型	本線トンネル部において、中間層に碎石マスチックアスファルト混合物II型を舗設するもの。																											
単価表の項目	設計断面における新規混合物の厚さ	摘要																										
オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物																										
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	4 0 mm	表層:高機能舗装II型用アスファルト混合物																										

## 正誤表(4/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象 特記仕様書 22頁	誤										
	種 別	5 号 碎 石	6 号 碎 石	7 号 碎 石	粗 目 砂	細 目 砂	碎 砂	石 粉	計	A s 量	
		ストレート アスファルト	改質 アスファルト								
高弹性上層路盤用アスファルト混合物	25.7	25.9	18.7	—	14.6	8.2	6.9	100.0	5.1*		
加熱アスファルト安定処理路盤用混合物(タイプI)	35.5	30.0	11.0	14.0	4.5	—	5.0	100.0	3.8	—	

※ストレートアスファルトに硬質特殊添加剤を添加したもの

(3) 加熱アスファルト安定処理路盤用混合物の諸基準については、「設計要領第一集舗装編」3-4-3「混合物の諸基準」のうち(2)設計基準値について満足するものでなければならぬ。

(4) 舗装用添加剤  
碎石マスチックアスファルト混合物II型には舗装用添加剤(植物纖維)を混合物の重量の0.3%添加するものとし、標準的な物性は、次の規格に適合するものとする。

項 目	物性値	摘 要
セルロース含有量	約75~80%	
平均纖維長	約1,100μm	
平均纖維径	約45μm	
嵩密度	20~40g/L	
p h	7.5 ± 1.0	

2 1 - 5 - 4 試験舗装  
共通仕様書13-8-7「試験舗装」に規定する試験舗装の混合物の種類及び場所は次のとおりとする。なお、混合物の種類、厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合はアスファルトプラントごとに試験舗装を行うものとする。

二

正

種 別	5 号 碎 石	6 号 碎 石	7 号 碎 石	粗 目 砂	細 目 砂	碎 砂	石 粉	計	A s 量	
									ストレート アスファルト	改質 アスファルト
高弹性上層路盤用ア スファルト混合物	25.7	25.9	18.7	—	14.6	8.2	6.9	100.0	5.1*	
加熱アスファルト安 定処理路盤用混合物 (タイプ I)	35.5	30.0	11.0	14.0	4.5	—	5.0	100.0	3.8	—

\*ストレートアスファルトに硬質特殊添加剤を添加したもの

(3) 加熱アスファルト安定処理路盤用混合物の諸基準については、「設計要領第一集舗装保全編」

3-4-3 「混合物の諸基準」のうち (2) 設計基準値について満足するものでなければなら  
ない。

(4) 舗装用添加剤

碎石マスチックアスファルト混合物 II 型には舗装用添加剤(植物纖維)を混合物の重量の 0.3%  
添加するものとし、標準的な物性は、次の規格に適合するものとする。

項 目	物性値	摘 要
セルロース含有量	約 75~80%	
平均纖維長	約 1,100 $\mu$ m	
平均纖維径	約 45 $\mu$ m	
嵩密度	20~40g/L	
p h	7.5 ± 1.0	

#### 2 1 - 5 - 4 試験舗装

共通仕様書 1-3-8-7 「試験舗装」に規定する試験舗装の混合物の種類及び場所は次のとおりと  
する。なお、混合物の種類、厚さが同じであっても、使用するアスファルトプラントが異なる場合は  
アスファルトプラントごとに試験舗装を行うものとする。

22

22

# 正誤表(5/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤												
特記仕様書 24頁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>舗装廃材の処理場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)</td> <td>再資源化施設への搬出</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 5 - 7 事前調査結果報告</b></p> <p>(1) 本工事の施工にあたっては、割掛対象表に示す「事前コア採取費」により採取したコアからひび割れ深さ等の事前調査の結果を監督員に報告し、アスファルト舗装改良工等の施工範囲及び施工数量の変更について、監督員の指示に従うものとする。</p> <p>(2) 路面切削工に伴い既設床版面を露出する橋梁については、切削後の既設床版面の状態確認のため、監督員立会のもと、打音調査等による浮き・はく離の範囲を確認し、監督員に報告するものとする。</p> <p><b>2 1 - 5 - 8 出来形基準</b></p> <p>(1) 出来形調書 路面切削工の出来形測定点は、「舗装施工管理要領」Ⅲ補修工事関係1-5「出来形基準」のインターチェンジ等のランプにおける間隔を適用し設けるものとする。</p> <p>(2) 出来形基準 出来形基準は、「舗装施工管理要領」Ⅲ補修工事関係1-5「出来形基準」表Ⅲ-1-9のとおりとする。</p> <p><b>2 1 - 5 - 9 数量の検測</b></p> <p>共通仕様書13-8-15に規定する「数量の検測」に次の事項を追加する。 路面切削工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>2</sup>) で行うものとする。</p> <p><b>2 1 - 5 - 10 支払</b></p> <p>共通仕様書13-8-16「支払」に以下の項目を追加する。 路面切削工の支払は、前項に規定に従って検測した数量に対し、1m<sup>2</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設舗装の切断、切削、舗装廃材の処理等路面切削工の施工に必要な材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13- (9) オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>13- (10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>13- (14) レベリング工 タイプA</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	舗装廃材の処理場所	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	再資源化施設への搬出	単価表の項目	検測の単位	13- (9) オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	m <sup>2</sup>	13- (10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	m <sup>2</sup>	13- (14) レベリング工 タイプA	t
単価表の項目	舗装廃材の処理場所												
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	再資源化施設への搬出												
単価表の項目	検測の単位												
13- (9) オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	m <sup>2</sup>												
13- (10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	m <sup>2</sup>												
13- (14) レベリング工 タイプA	t												

24

正												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>舗装廃材の処理場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)</td> <td>再資源化施設への搬出</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 5 - 6 事前調査結果報告</b></p> <p>本工事の施工にあたっては、割掛け対象表に示す「事前コア採取費」により採取したコアからひび割れ深さ等の事前調査の結果を監督員に報告し、アスファルト舗装改良工等の施工範囲及び施工数量の変更について、監督員の指示に従うものとする。</p> <p><b>2 1 - 5 - 7 支払</b></p> <p>共通仕様書13-8-16「支払」に以下の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13- (9) オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>13- (10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>13- (14) レベリング工 タイプA F B 13 (B) SMA II型</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	舗装廃材の処理場所	切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	再資源化施設への搬出	単価表の項目	検測の単位	13- (9) オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	m <sup>2</sup>	13- (10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	m <sup>2</sup>	13- (14) レベリング工 タイプA F B 13 (B) SMA II型	t
単価表の項目	舗装廃材の処理場所											
切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	再資源化施設への搬出											
単価表の項目	検測の単位											
13- (9) オーバーレイ工 オーバーレイ工K II (t = 4 cm)	m <sup>2</sup>											
13- (10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工K II (t = 10 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 15 cm) 切削オーバーレイ工H i MA (t = 18 cm)	m <sup>2</sup>											
13- (14) レベリング工 タイプA F B 13 (B) SMA II型	t											

24

# 正誤表(6/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤																							
特記仕様書 25頁	<p style="text-align: center;">F B 1 3 (B) SMA II型</p> <p>2 1 - 6 路面標示工 2 1 - 6 - 1 種別 共通仕様書 1 6 - 4 - 2 「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>路面標示の塗色</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面標示 J I S 規格型 D 1</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するものをいう。</td> </tr> <tr> <td>路面標示 J I S 規格型 E 1</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1 - 6 - 2 材料及び使用量 共通仕様書 1 6 - 4 - 3 「材料及び使用量」を下記のとおり変更する。 路面標示工に使用する材料及び使用量は「レーンマーク施工管理要領」に示す規格に適合するものとするが、同要領 2 - 1 「材料規格 表一 材料規格」、2 - 3 「材料の確認」及び「様式-1 路面標示材料 規格試験結果」を次のとおり変更する。</p> <p>2 - 1 材料規格</p> <p style="text-align: center;">表一 材料規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験方法および規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温造膜性</td> <td>試験法 801 による試験方法で、5°Cで造膜すること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料</td> </tr> <tr> <td>初期耐水付着性</td> <td>試験法 802 による試験方法で、試験後の付着性評価点数が 2 点以上であること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料</td> </tr> <tr> <td>凍結融解性</td> <td>試験法 803 による試験方法で、試験片全てについて塗膜にはがれ、膨れがなく、割れの密度が 1 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>ガラスピーブ含有量</td> <td>JIS K 5665 による試験方法で、ガラスピーブ含有量が 15%以上であること。 ※塗料中にガラスピーブを含む材料</td> </tr> <tr> <td>耐摩耗性</td> <td>試験法 805 による試験方法で、試験時間 180 分後の再帰反射輝度が 65 mcd/lx・m² 以上であること。再帰反射輝度の測定方法は、JIS Z 8714(4. 再帰性反射体の再帰反射性能の測定方法)によるものとし、観測角 <math>\alpha=2.29^\circ</math>、照射角 <math>\beta=1.24^\circ</math> を用いるものとする。</td> </tr> <tr> <td>耐候性</td> <td>試験法 809 による試験方法で、塗膜減耗量が 2 g/m²・day 以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">25</p>	単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容	路面標示 J I S 規格型 D 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するものをいう。	路面標示 J I S 規格型 E 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するものをいう。	項目	試験方法および規格	低温造膜性	試験法 801 による試験方法で、5°Cで造膜すること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料	初期耐水付着性	試験法 802 による試験方法で、試験後の付着性評価点数が 2 点以上であること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料	凍結融解性	試験法 803 による試験方法で、試験片全てについて塗膜にはがれ、膨れがなく、割れの密度が 1 以下であること。	ガラスピーブ含有量	JIS K 5665 による試験方法で、ガラスピーブ含有量が 15%以上であること。 ※塗料中にガラスピーブを含む材料	耐摩耗性	試験法 805 による試験方法で、試験時間 180 分後の再帰反射輝度が 65 mcd/lx・m² 以上であること。再帰反射輝度の測定方法は、JIS Z 8714(4. 再帰性反射体の再帰反射性能の測定方法)によるものとし、観測角 $\alpha=2.29^\circ$ 、照射角 $\beta=1.24^\circ$ を用いるものとする。	耐候性	試験法 809 による試験方法で、塗膜減耗量が 2 g/m²・day 以下であること。
単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容																						
路面標示 J I S 規格型 D 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するものをいう。																						
路面標示 J I S 規格型 E 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するものをいう。																						
項目	試験方法および規格																							
低温造膜性	試験法 801 による試験方法で、5°Cで造膜すること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料																							
初期耐水付着性	試験法 802 による試験方法で、試験後の付着性評価点数が 2 点以上であること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料																							
凍結融解性	試験法 803 による試験方法で、試験片全てについて塗膜にはがれ、膨れがなく、割れの密度が 1 以下であること。																							
ガラスピーブ含有量	JIS K 5665 による試験方法で、ガラスピーブ含有量が 15%以上であること。 ※塗料中にガラスピーブを含む材料																							
耐摩耗性	試験法 805 による試験方法で、試験時間 180 分後の再帰反射輝度が 65 mcd/lx・m² 以上であること。再帰反射輝度の測定方法は、JIS Z 8714(4. 再帰性反射体の再帰反射性能の測定方法)によるものとし、観測角 $\alpha=2.29^\circ$ 、照射角 $\beta=1.24^\circ$ を用いるものとする。																							
耐候性	試験法 809 による試験方法で、塗膜減耗量が 2 g/m²・day 以下であること。																							

正																							
<p>2 1 - 6 路面標示工 2 1 - 6 - 1 種別 共通仕様書 1 6 - 4 - 2 「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>路面標示の塗色</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面標示 J I S 規格型 D 1</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するものをいう。</td> </tr> <tr> <td>路面標示 J I S 規格型 E 1</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1 - 6 - 2 材料及び使用量 共通仕様書 1 6 - 4 - 3 「材料及び使用量」を下記のとおり変更する。 路面標示工に使用する材料及び使用量は「レーンマーク施工管理要領」に示す規格に適合するものとするが、同要領 2 - 1 「材料規格 表一 材料規格」、2 - 3 「材料の確認」及び「様式-1 路面標示材料 規格試験結果」を次のとおり変更する。</p> <p>2 - 1 材料規格</p> <p style="text-align: center;">表一 材料規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験方法および規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温造膜性</td> <td>試験法 801 による試験方法で、5°Cで造膜すること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料</td> </tr> <tr> <td>初期耐水付着性</td> <td>試験法 802 による試験方法で、試験後の付着性評価点数が 2 点以上であること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料</td> </tr> <tr> <td>凍結融解性</td> <td>試験法 803 による試験方法で、試験片全てについて塗膜にはがれ、膨れがなく、割れの密度が 1 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>ガラスピーブ含有量</td> <td>JIS K 5665 による試験方法で、ガラスピーブ含有量が 15%以上であること。 ※塗料中にガラスピーブを含む材料</td> </tr> <tr> <td>耐摩耗性</td> <td>試験法 805 による試験方法で、試験時間 180 分後の再帰反射輝度が 65 mcd/lx・m² 以上であること。再帰反射輝度の測定方法は、JIS Z 8714(4. 再帰性反射体の再帰反射性能の測定方法)によるものとし、観測角 <math>\alpha=2.29^\circ</math>、照射角 <math>\beta=1.24^\circ</math> を用いるものとする。</td> </tr> <tr> <td>耐候性</td> <td>試験法 809 による試験方法で、塗膜減耗量が 2 g/m²・day 以下であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">25</p>	単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容	路面標示 J I S 規格型 D 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するものをいう。	路面標示 J I S 規格型 E 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するものをいう。	項目	試験方法および規格	低温造膜性	試験法 801 による試験方法で、5°Cで造膜すること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料	初期耐水付着性	試験法 802 による試験方法で、試験後の付着性評価点数が 2 点以上であること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料	凍結融解性	試験法 803 による試験方法で、試験片全てについて塗膜にはがれ、膨れがなく、割れの密度が 1 以下であること。	ガラスピーブ含有量	JIS K 5665 による試験方法で、ガラスピーブ含有量が 15%以上であること。 ※塗料中にガラスピーブを含む材料	耐摩耗性	試験法 805 による試験方法で、試験時間 180 分後の再帰反射輝度が 65 mcd/lx・m² 以上であること。再帰反射輝度の測定方法は、JIS Z 8714(4. 再帰性反射体の再帰反射性能の測定方法)によるものとし、観測角 $\alpha=2.29^\circ$ 、照射角 $\beta=1.24^\circ$ を用いるものとする。	耐候性	試験法 809 による試験方法で、塗膜減耗量が 2 g/m²・day 以下であること。
単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容																					
路面標示 J I S 規格型 D 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するものをいう。																					
路面標示 J I S 規格型 E 1	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示 J I S 規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するものをいう。																					
項目	試験方法および規格																						
低温造膜性	試験法 801 による試験方法で、5°Cで造膜すること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料																						
初期耐水付着性	試験法 802 による試験方法で、試験後の付着性評価点数が 2 点以上であること。 ※水を主な揮発成分とするビヒクルを用いた材料																						
凍結融解性	試験法 803 による試験方法で、試験片全てについて塗膜にはがれ、膨れがなく、割れの密度が 1 以下であること。																						
ガラスピーブ含有量	JIS K 5665 による試験方法で、ガラスピーブ含有量が 15%以上であること。 ※塗料中にガラスピーブを含む材料																						
耐摩耗性	試験法 805 による試験方法で、試験時間 180 分後の再帰反射輝度が 65 mcd/lx・m² 以上であること。再帰反射輝度の測定方法は、JIS Z 8714(4. 再帰性反射体の再帰反射性能の測定方法)によるものとし、観測角 $\alpha=2.29^\circ$ 、照射角 $\beta=1.24^\circ$ を用いるものとする。																						
耐候性	試験法 809 による試験方法で、塗膜減耗量が 2 g/m²・day 以下であること。																						

# 正誤表(7/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤												
特記仕様書 34頁	<p><b>2 1 - 1 0 路面切削工</b></p> <p><b>2 1 - 1 0 - 1 定義</b> 路面切削工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設舗装を路面切削機等により所定の深さまで切削するものをいう。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 2 種別</b> 路面切削工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削工</td> <td>本線橋梁部・トンネル部において、路面切削機や人力はつり等により既設舗装（平均深さ4.0～7.5cm）を切削するもの。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 1 0 - 3 舗装廃材の処理</b> 既設舗装の切削により発生した廃材の処理については、本特記仕様書14-1「建設副産物の処理方法」に示すとおりとする。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 4 施工</b> (1) 路面切削工の施工は、路面切削機等により橋梁床版面およびトンネルのコンクリート舗装版面を損傷させないよう細心の注意を払いながら切削するものとし、既設舗装が残存しないよう入念に除去するものとする。 (2) 伸縮装置及び排水ます等近傍は人力施工により、それらに損傷を与えないよう入念に施工し、廃材等が装置内に落下しないように十分注意を払わなければならない。なお、当該工事により廃材等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃するものとする。また、受注者は、施工機械及び施工方法についてあらかじめ詳細な施工計画を立てて監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 5 数量の検測</b> 路面切削工の数量の検測は、設計数量（m<sup>3</sup>）で行うものとする。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 6 支払</b> 路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>3</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面の切断、切削、端部のはつり、切削面の清掃、廃材処理等路面切削工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するに必要な費用で諸経費に含まれるものとし、すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-（1）路面切削工</td> <td>m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 1 1 注意喚起溝工</b></p> <p><b>2 1 - 1 1 - 1 定義</b> 注意喚起溝工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、表層舗装施工時に凹形状の溝を施工し、通行車両の車線逸脱防止を目的に施工するものという。</p> <p style="text-align: center;">34</p>	単価表の項目	区分内容	路面切削工	本線橋梁部・トンネル部において、路面切削機や人力はつり等により既設舗装（平均深さ4.0～7.5cm）を切削するもの。	A		単価表の項目	検測の単位	特-（1）路面切削工	m <sup>3</sup>	A	
単価表の項目	区分内容												
路面切削工	本線橋梁部・トンネル部において、路面切削機や人力はつり等により既設舗装（平均深さ4.0～7.5cm）を切削するもの。												
A													
単価表の項目	検測の単位												
特-（1）路面切削工	m <sup>3</sup>												
A													
	正												
	<p><b>2 1 - 1 0 路面切削工</b></p> <p><b>2 1 - 1 0 - 1 定義</b> 路面切削工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設舗装を路面切削機等により所定の深さまで切削するものをいう。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 2 種別</b> 路面切削工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削工</td> <td>本線橋梁部・トンネル部において、路面切削機や人力はつり等により既設舗装（平均深さ4.0～7.5cm）を切削するもの。</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 1 0 - 3 舗装廃材の処理</b> 既設舗装の切削により発生した廃材の処理については、本特記仕様書14-1「建設副産物の処理方法」に示すとおりとする。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 4 施工</b> (1) 路面切削工の施工は、路面切削機等により橋梁床版面およびトンネルのコンクリート舗装版面を損傷させないよう細心の注意を払いながら切削するものとし、既設舗装が残存しないよう入念に除去するものとする。 (2) 伸縮装置及び排水ます等近傍は人力施工により、それらに損傷を与えないよう入念に施工し、廃材等が装置内に落下しないように十分注意を払わなければならない。なお、当該工事により廃材等が散乱した場合には、受注者の責任で清掃するものとする。また、受注者は、施工機械及び施工方法についてあらかじめ詳細な施工計画を立てて監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 5 事前調査結果報告</b> (1) 路面切削工に伴い既設床版面を露出する橋梁については、監督員立会のもと、調査要領 第2編橋梁第3章コンクリート「1-3-2 (1) 塩害対策」に示す「外観、変状範囲調査」に基づき既設床版面を確認し、監督員に報告するものとする。なお、「外観、変状範囲調査」に要する費用については諸経費に含むものとし別途支払いは行わないものとする。 (2) 調査点検報告に基づき、監督員が変状箇所について断面修復等の補修を指示した場合は、その指示に従うものとし、受注者は変状箇所の補修に関する施工方法、施工機械、使用材料及び品質管理方法等について記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 6 数量の検測</b> 路面切削工の数量の検測は、設計数量（m<sup>3</sup>）で行うものとする。</p> <p><b>2 1 - 1 0 - 7 支払</b> 路面切削工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m<sup>3</sup>当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設路面の切断、切削、端部のはつり、切削面の清掃、廃材処理等路面切削工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するに必要な費用で諸経費に含まれるものとし、すべての費用を含むものとする。</p> <p style="text-align: center;">34</p>	単価表の項目	区分内容	路面切削工	本線橋梁部・トンネル部において、路面切削機や人力はつり等により既設舗装（平均深さ4.0～7.5cm）を切削するもの。	A							
単価表の項目	区分内容												
路面切削工	本線橋梁部・トンネル部において、路面切削機や人力はつり等により既設舗装（平均深さ4.0～7.5cm）を切削するもの。												
A													

# 正誤表(8/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤																																									
特記仕様書 38頁	<p>2 1 - 1 3 - 4 材料</p> <p>(1) 粒状路盤工</p> <p>1) 中央分離帯開口部舗設工に使用する粒状路盤工の材料は共通仕様書 1 3 - 6 「粒状路盤工及びセメント安定処理路盤工」によるものとする。</p> <p>2) 粒状路盤工の試験舗装については、実施しないものとする。</p> <p>3) 日常管理試験の試験項目・試験方法及び頻度については、「舗装施工管理要領」によらず下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験ひん度</th> <th>規定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混合物のふるい分け試験</td> <td>JIS A 1102</td> <td>1回/1日 (2個/1回)</td> <td>表1-1</td> </tr> <tr> <td>混合物の含水比試験</td> <td>JIS A 1203</td> <td>1回/1日 (2個/1回)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>締固め度</td> <td>JGS A 1611</td> <td>1回/2,000m<sup>2</sup>または1回/1日 の多い方(2個/1回)</td> <td>下層路盤 95%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記日常管理試験の試験項目「混合物のふるい分け試験」の基準値は以下に示す。</p> <p>表 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるい目の開き (mm)</th> <th>ふるい通過質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>下層粒状路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>37.5</td> <td>80~100</td> </tr> <tr> <td>26.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>55~100</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4.75</td> <td>30~70</td> </tr> <tr> <td>2.36</td> <td>20~55</td> </tr> <tr> <td>0.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0.425</td> <td>5~30</td> </tr> <tr> <td>0.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0.075</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) アスファルト混合物</p> <p>アスファルト混合物は本特記仕様書 2 0 - 5 「アスファルト混合物」によるものとする。</p> <p>2 1 - 1 3 - 5 数量の検測</p> <p>中分離帯開口部舗設工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>3</sup>) で行うものとする。</p> <p>2 1 - 1 3 - 6 支払</p> <p>中央分離帯開口部舗設工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m<sup>3</sup>当たり</p>	試験項目	試験方法	試験ひん度	規定値	混合物のふるい分け試験	JIS A 1102	1回/1日 (2個/1回)	表1-1	混合物の含水比試験	JIS A 1203	1回/1日 (2個/1回)	—	締固め度	JGS A 1611	1回/2,000m <sup>2</sup> または1回/1日 の多い方(2個/1回)	下層路盤 95%以上	ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)	下層粒状路盤	53	100	37.5	80~100	26.5	—	19	55~100	9.5	—	4.75	30~70	2.36	20~55	0.6	—	0.425	5~30	0.3	—	0.075	2~10
試験項目	試験方法	試験ひん度	規定値																																							
混合物のふるい分け試験	JIS A 1102	1回/1日 (2個/1回)	表1-1																																							
混合物の含水比試験	JIS A 1203	1回/1日 (2個/1回)	—																																							
締固め度	JGS A 1611	1回/2,000m <sup>2</sup> または1回/1日 の多い方(2個/1回)	下層路盤 95%以上																																							
ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)																																									
	下層粒状路盤																																									
53	100																																									
37.5	80~100																																									
26.5	—																																									
19	55~100																																									
9.5	—																																									
4.75	30~70																																									
2.36	20~55																																									
0.6	—																																									
0.425	5~30																																									
0.3	—																																									
0.075	2~10																																									

38

正

対象	正																																									
	<p>2 1 - 1 3 - 4 材料</p> <p>(1) 粒状路盤工</p> <p>1) 中央分離帯開口部舗設工に使用する粒状路盤工の材料は共通仕様書 1 3 - 4 「粒状路盤工及びセメント安定処理路盤工」によるものとする。</p> <p>2) 粒状路盤工の試験舗装については、実施しないものとする。</p> <p>3) 日常管理試験の試験項目・試験方法及び頻度については、「舗装施工管理要領」によらず下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験ひん度</th> <th>規定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>混合物のふるい分け試験</td> <td>JIS A 1102</td> <td>1回/1日 (2個/1回)</td> <td>表1-1</td> </tr> <tr> <td>混合物の含水比試験</td> <td>JIS A 1203</td> <td>1回/1日 (2個/1回)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>締固め度</td> <td>JGS A 1611</td> <td>1回/2,000m<sup>2</sup>または1回/1日 の多い方(2個/1回)</td> <td>下層路盤 95%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記日常管理試験の試験項目「混合物のふるい分け試験」の基準値は以下に示す。</p> <p>表 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるい目の開き (mm)</th> <th>ふるい通過質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>下層粒状路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>37.5</td> <td>80~100</td> </tr> <tr> <td>26.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>55~100</td> </tr> <tr> <td>9.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4.75</td> <td>30~70</td> </tr> <tr> <td>2.36</td> <td>20~55</td> </tr> <tr> <td>0.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0.425</td> <td>5~30</td> </tr> <tr> <td>0.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>0.075</td> <td>2~10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) アスファルト混合物</p> <p>アスファルト混合物は本特記仕様書 2 1 - 4 「アスファルト混合物」によるものとする。</p> <p>2 1 - 1 3 - 5 数量の検測</p> <p>中分離帯開口部舗設工の数量の検測は、設計数量 (m<sup>3</sup>) で行うものとする。</p> <p>2 1 - 1 3 - 6 支払</p> <p>中央分離帯開口部舗設工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m<sup>3</sup>当たり</p>	試験項目	試験方法	試験ひん度	規定値	混合物のふるい分け試験	JIS A 1102	1回/1日 (2個/1回)	表1-1	混合物の含水比試験	JIS A 1203	1回/1日 (2個/1回)	—	締固め度	JGS A 1611	1回/2,000m <sup>2</sup> または1回/1日 の多い方(2個/1回)	下層路盤 95%以上	ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)	下層粒状路盤	53	100	37.5	80~100	26.5	—	19	55~100	9.5	—	4.75	30~70	2.36	20~55	0.6	—	0.425	5~30	0.3	—	0.075	2~10
試験項目	試験方法	試験ひん度	規定値																																							
混合物のふるい分け試験	JIS A 1102	1回/1日 (2個/1回)	表1-1																																							
混合物の含水比試験	JIS A 1203	1回/1日 (2個/1回)	—																																							
締固め度	JGS A 1611	1回/2,000m <sup>2</sup> または1回/1日 の多い方(2個/1回)	下層路盤 95%以上																																							
ふるい目の開き (mm)	ふるい通過質量百分率 (%)																																									
	下層粒状路盤																																									
53	100																																									
37.5	80~100																																									
26.5	—																																									
19	55~100																																									
9.5	—																																									
4.75	30~70																																									
2.36	20~55																																									
0.6	—																																									
0.425	5~30																																									
0.3	—																																									
0.075	2~10																																									

38

# 正誤表(9/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤																
特記仕様書 39頁	<p>りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート構造物の取壊し・運搬・廃材処理、建設発生土の自工区外盛土場への運搬、材料のふるい分け、混合物の処理、積込・運搬、荷降ろし、敷均し、含水量の調節、締固め、整形、仕上げ、施工中の維持補修、防護柵の撤去・設置等中央分離帯開口部舗設工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとし、すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特- ( 4 ) 中央分離帯開口部舗設工</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 1 4 コンクリート構造物試料採取工</b></p> <p><b>2 1 - 1 4 - 1 定義</b></p> <p>コンクリート構造物試料採取工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋梁床版の塩分量調査用試料、静弾性・中性化試験用コアの採取を行うことをいう。</p> <p><b>2 1 - 1 4 - 2 種別</b></p> <p>コンクリート構造物試料採取工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート構造物試料採取工 A</td> <td>床版上部より塩分量調査用粉末試料を採取し、採取孔の復旧を行うもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート構造物試料採取工 B</td> <td>床版上部より静弾性・中性化試験用コアを採取し、採取孔の復旧を行うもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 1 4 - 3 施工</b></p> <p>試料採取前に床版の鉄筋に損傷を与えないよう、探査機により鉄筋位置の確認を行うものとする。</p> <p>(1) コンクリート構造物試料採取工 A</p> <p>試料採取は「実構造物におけるコンクリート中の全塩化物イオン分布の測定方法(案)(JSCE-G 573-2013)」ドリル法(Φ20mm)に準じて床版上面から試料採取を行うものとし、調査頻度は下表のとおりとする。</p> <p>なお、試料採取後の採取孔は、断面修復材を使用し復旧するものとし、構造物施工管理要領III-4-2-4、III-4-2-5の規定に適合しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査頻度</th> <th style="text-align: center;">採取深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3箇所/1径間</td> <td>3点/1箇所 5試料(0~20mm、20~40mm、40~60mm、60~80mm、80~100mm)/点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) コンクリート構造物試料採取工 B</p> <p>採取試料はΦ50mmで削孔し、床版上面から試料採取を行うものとし、調査頻度は下表のとおりとする。</p> <p>なお、試料採取後の採取孔は、断面修復材により復旧するものとし、構造物施工管理要領III-4-2-4、III-4-2-5の規定に適合しなければならない。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- ( 4 ) 中央分離帯開口部舗設工	m <sup>2</sup>	A		単価表の項目	区分内容	コンクリート構造物試料採取工 A	床版上部より塩分量調査用粉末試料を採取し、採取孔の復旧を行うもの。	コンクリート構造物試料採取工 B	床版上部より静弾性・中性化試験用コアを採取し、採取孔の復旧を行うもの。	調査頻度	採取深さ	3箇所/1径間	3点/1箇所 5試料(0~20mm、20~40mm、40~60mm、60~80mm、80~100mm)/点
単価表の項目	検測の単位																
特- ( 4 ) 中央分離帯開口部舗設工	m <sup>2</sup>																
A																	
単価表の項目	区分内容																
コンクリート構造物試料採取工 A	床版上部より塩分量調査用粉末試料を採取し、採取孔の復旧を行うもの。																
コンクリート構造物試料採取工 B	床版上部より静弾性・中性化試験用コアを採取し、採取孔の復旧を行うもの。																
調査頻度	採取深さ																
3箇所/1径間	3点/1箇所 5試料(0~20mm、20~40mm、40~60mm、60~80mm、80~100mm)/点																
	正																
	<p>りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート構造物の取壊し・運搬・廃材処理、建設発生土の自工区外盛土場への運搬、材料のふるい分け、混合物の処理、積込・運搬、荷降ろし、敷均し、含水量の調節、締固め、整形、仕上げ、施工中の維持補修、防護柵の撤去・設置等中央分離帯開口部舗設工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとし、すべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特- ( 4 ) 中央分離帯開口部舗設工</td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 1 4 コンクリート構造物試料採取工</b></p> <p><b>2 1 - 1 4 - 1 定義</b></p> <p>コンクリート構造物試料採取工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、橋梁床版の塩分量調査用試料、静弾性・中性化試験用コアの採取を行うことをいう。</p> <p><b>2 1 - 1 4 - 2 種別</b></p> <p>コンクリート構造物試料採取工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単価表の項目</th> <th style="text-align: center;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート構造物試料採取工 A</td> <td>床版上部より塩分量調査用粉末試料を採取し、採取孔の復旧を行うもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コンクリート構造物試料採取工 B</td> <td>床版上部より静弾性・中性化試験用コアを採取し、採取孔の復旧を行うもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 1 - 1 4 - 3 施工</b></p> <p>試料採取前に床版の鉄筋に損傷を与えないよう、探査機により鉄筋位置の確認を行うものとする。</p> <p>(1) コンクリート構造物試料採取工 A</p> <p>試料採取は「実構造物におけるコンクリート中の全塩化物イオン分布の測定方法(案)(JSCE-G 573-2018)」ドリル法(Φ20mm)に準じて床版上面から試料採取を行うものとし、調査頻度は下表のとおりとする。</p> <p>なお、試料採取後の採取孔は、断面修復材を使用し復旧するものとし、構造物施工管理要領III-4-2-4、III-4-2-5の規定に適合しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">調査頻度</th> <th style="text-align: center;">採取深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3箇所/1径間</td> <td>3点/1箇所 5試料(0~20mm、20~40mm、40~60mm、60~80mm、80~100mm)/点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) コンクリート構造物試料採取工 B</p> <p>採取試料はΦ50mmで削孔し、床版上面から試料採取を行うものとし、調査頻度は下表のとおりとする。</p> <p>なお、試料採取後の採取孔は、断面修復材により復旧するものとし、構造物施工管理要領III-4-2-4、III-4-2-5の規定に適合しなければならない。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- ( 4 ) 中央分離帯開口部舗設工	m <sup>2</sup>	A		単価表の項目	区分内容	コンクリート構造物試料採取工 A	床版上部より塩分量調査用粉末試料を採取し、採取孔の復旧を行うもの。	コンクリート構造物試料採取工 B	床版上部より静弾性・中性化試験用コアを採取し、採取孔の復旧を行うもの。	調査頻度	採取深さ	3箇所/1径間	3点/1箇所 5試料(0~20mm、20~40mm、40~60mm、60~80mm、80~100mm)/点
単価表の項目	検測の単位																
特- ( 4 ) 中央分離帯開口部舗設工	m <sup>2</sup>																
A																	
単価表の項目	区分内容																
コンクリート構造物試料採取工 A	床版上部より塩分量調査用粉末試料を採取し、採取孔の復旧を行うもの。																
コンクリート構造物試料採取工 B	床版上部より静弾性・中性化試験用コアを採取し、採取孔の復旧を行うもの。																
調査頻度	採取深さ																
3箇所/1径間	3点/1箇所 5試料(0~20mm、20~40mm、40~60mm、60~80mm、80~100mm)/点																

# 正誤表(10/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤												
特記仕様書 43頁	<p>割掛対象表の項目名称</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設材運搬費</td> <td>自工区外盛土場（釜石自動車道 矢沢盛土場）の進入路を設けるために行う、敷鉄板の運搬に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>高弹性上層路盤用アスファルト混合物の試験費</td> <td>特記仕様書 20-4 「適用すべき諸基準」に規定する「高弹性上層路盤用混合物設計・施工管理要領（令和6年4月）」に基づく、アスファルト舗装関係試験の費用をいう。（舗装施工管理要領に規定する、アスファルト安定処理路盤用混合物の試験は除く）</td> </tr> <tr> <td>試験舗装費 A</td> <td>良好なアスファルト表層工等を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>試験舗装費 B</td> <td>良好な高弹性上層路盤用アスファルト混合物を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>仮路面標示工費</td> <td>既設の路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう（幅5cm）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>22. 補足事項</p> <p>22-1 工事記録の作成及び提出について</p> <p>(1) 共通仕様書1-51-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和6年7月版とする。</p> <p>(2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-9）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。</p> <p>(3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。</p> <p>22-2 無線電話等の使用</p> <p>受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。</p> <p>22-3 緊急時の協力業務</p> <p>工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報</p> <p>(2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起</p> <p>(3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除</p>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	仮設材運搬費	自工区外盛土場（釜石自動車道 矢沢盛土場）の進入路を設けるために行う、敷鉄板の運搬に要する費用をいう。	高弹性上層路盤用アスファルト混合物の試験費	特記仕様書 20-4 「適用すべき諸基準」に規定する「高弹性上層路盤用混合物設計・施工管理要領（令和6年4月）」に基づく、アスファルト舗装関係試験の費用をいう。（舗装施工管理要領に規定する、アスファルト安定処理路盤用混合物の試験は除く）	試験舗装費 A	良好なアスファルト表層工等を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。	試験舗装費 B	良好な高弹性上層路盤用アスファルト混合物を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。	仮路面標示工費	既設の路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう（幅5cm）。
割掛対象表の項目名称	工事の内容												
仮設材運搬費	自工区外盛土場（釜石自動車道 矢沢盛土場）の進入路を設けるために行う、敷鉄板の運搬に要する費用をいう。												
高弹性上層路盤用アスファルト混合物の試験費	特記仕様書 20-4 「適用すべき諸基準」に規定する「高弹性上層路盤用混合物設計・施工管理要領（令和6年4月）」に基づく、アスファルト舗装関係試験の費用をいう。（舗装施工管理要領に規定する、アスファルト安定処理路盤用混合物の試験は除く）												
試験舗装費 A	良好なアスファルト表層工等を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。												
試験舗装費 B	良好な高弹性上層路盤用アスファルト混合物を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。												
仮路面標示工費	既設の路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう（幅5cm）。												

正

割掛け対象表の項目名称	工事の内容
仮設材運搬費	自工区外盛土場（釜石自動車道 矢沢盛土場）の進入路を設けるために行う、敷鉄板の運搬に要する費用をいう。
高弹性上層路盤用アスファルト混合物の試験費	特記仕様書 21-3 「適用すべき諸基準」に規定する「高弹性上層路盤用混合物設計・施工管理要領（令和6年4月）」に基づく、アスファルト舗装関係試験の費用をいう。（舗装施工管理要領に規定する、アスファルト安定処理路盤用混合物の試験は除く）
試験舗装費 A	良好なアスファルト表層工等を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。
試験舗装費 B	良好な高弹性上層路盤用アスファルト混合物を仕上げるために敷均し、締固め方法等を検討することを目的に行う舗装をいい、従来舗装の切断、切削、舗装廃材の処理、混合物の製造、運搬及び舗設、瀝青材散布等に要する費用をいう。
仮路面標示工費	既設の路面標示が施工に伴い消滅するような場合に、視線誘導として速乾性を有する常温型トラフィックペイントで仮路面標示を設置する費用をいう（幅5cm）。

22. 補足事項

22-1 工事記録の作成及び提出について

(1) 共通仕様書1-51-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、令和6年7月版とする。

(2) 受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-9）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

(3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

22-2 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

22-3 緊急時の協力業務

工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。

(1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報

(2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起

(3) 負傷者の救助、援助および落下物の車線からの排除

# 正誤表(11/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤																																					
特記仕様書 添付資料 様式4	<p>様式-4</p> <p>年 月 日</p> <p>監督員 殿</p> <p>受注者 ○○株式会社 現場代理人 ○○ ○○</p> <p>取得報告書</p> <p>(工事名) 東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事</p> <p>標記について、下記のとおり現場閉所の実績を報告します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">対象期間</td> <td>① 年 月 ~ 年 月 着工日 ~ 工事完成日</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 年末年始 (12/29~1/3) 及び夏季休暇 (3日) の期間</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 工事一時中止により工事全体を中止する期間</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 工場製作のみを実施している期間</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ その他対象外となる期間</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象期間 (A) = ①-②-③-④-⑤</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場閉所日</td> <td>⑥ 土曜・日曜・祝日、長期休暇 (ゴールデン ウィーク等) に現場閉所を実施した日数 ※上記②~⑤を除く</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑥を除く</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場閉所日数 (B) = ⑥+⑦</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所率 = B/A</td> <td>%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。</p>	項目	内容	日数	備考	対象期間	① 年 月 ~ 年 月 着工日 ~ 工事完成日	日間		② 年末年始 (12/29~1/3) 及び夏季休暇 (3日) の期間	日間		③ 工事一時中止により工事全体を中止する期間	日間		④ 工場製作のみを実施している期間	日間		⑤ その他対象外となる期間	日間		対象期間 (A) = ①-②-③-④-⑤	日間		現場閉所日	⑥ 土曜・日曜・祝日、長期休暇 (ゴールデン ウィーク等) に現場閉所を実施した日数 ※上記②~⑤を除く	日間		⑦ 平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑥を除く	日間		現場閉所日数 (B) = ⑥+⑦	日間		現場閉所率	現場閉所率 = B/A	%	
項目	内容	日数	備考																																			
対象期間	① 年 月 ~ 年 月 着工日 ~ 工事完成日	日間																																				
	② 年末年始 (12/29~1/3) 及び夏季休暇 (3日) の期間	日間																																				
	③ 工事一時中止により工事全体を中止する期間	日間																																				
	④ 工場製作のみを実施している期間	日間																																				
	⑤ その他対象外となる期間	日間																																				
対象期間 (A) = ①-②-③-④-⑤	日間																																					
現場閉所日	⑥ 土曜・日曜・祝日、長期休暇 (ゴールデン ウィーク等) に現場閉所を実施した日数 ※上記②~⑤を除く	日間																																				
	⑦ 平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑥を除く	日間																																				
	現場閉所日数 (B) = ⑥+⑦	日間																																				
現場閉所率	現場閉所率 = B/A	%																																				

正

対象	正																																		
特記仕様書 添付資料 様式4	<p>様式-4</p> <p>年 月 日</p> <p>監督員 殿</p> <p>受注者 ○○株式会社 現場代理人 ○○ ○○</p> <p>取得報告書</p> <p>(工事名) 東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事</p> <p>標記について、下記のとおり現場閉所の実績を報告します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>日数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">対象期間</td> <td>① 年 月 ~ 年 月 着工日 ~ 工事完成日</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 年末年始 (12/29~1/3) 及び夏季休暇 (3日) の期間</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 工事一時中止により工事全体を中止する期間</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ その他対象外となる期間</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象期間 (A) = ①-②-③-④</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場閉所日</td> <td>⑤ 土曜・日曜・祝日、長期休暇 (ゴールデン ウィーク等) に現場閉所を実施した日数 ※上記②~④を除く</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑤を除く</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場閉所日数 (B) = ⑤+⑥</td> <td>日間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>現場閉所率 = B/A</td> <td>%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※監督員が閉所日を確認できる資料を求めた際には、受注者はこれに応じるものとする。</p>	項目	内容	日数	備考	対象期間	① 年 月 ~ 年 月 着工日 ~ 工事完成日	日間		② 年末年始 (12/29~1/3) 及び夏季休暇 (3日) の期間	日間		③ 工事一時中止により工事全体を中止する期間	日間		④ その他対象外となる期間	日間		対象期間 (A) = ①-②-③-④	日間		現場閉所日	⑤ 土曜・日曜・祝日、長期休暇 (ゴールデン ウィーク等) に現場閉所を実施した日数 ※上記②~④を除く	日間		⑥ 平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑤を除く	日間		現場閉所日数 (B) = ⑤+⑥	日間		現場閉所率	現場閉所率 = B/A	%	
項目	内容	日数	備考																																
対象期間	① 年 月 ~ 年 月 着工日 ~ 工事完成日	日間																																	
	② 年末年始 (12/29~1/3) 及び夏季休暇 (3日) の期間	日間																																	
	③ 工事一時中止により工事全体を中止する期間	日間																																	
	④ その他対象外となる期間	日間																																	
	対象期間 (A) = ①-②-③-④	日間																																	
現場閉所日	⑤ 土曜・日曜・祝日、長期休暇 (ゴールデン ウィーク等) に現場閉所を実施した日数 ※上記②~④を除く	日間																																	
	⑥ 平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑤を除く	日間																																	
	現場閉所日数 (B) = ⑤+⑥	日間																																	
現場閉所率	現場閉所率 = B/A	%																																	

## 正誤表(12/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤																									
特記仕様書																										
添付資料																										
様式6																										
様式-6 <b>工 程 表</b> (工事名) 東北自動車道 R 7 北上管内舗装補修工事																										
年 月 日 東北支社 北上管理事務所 (前月まで) 11 27 (線に計画出来高 (%)) 50 70 100 9 23 (今月分) 50 (線下に実施出来高 (%))																										
受注者 ○○株式会社 工事区間 (自) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (○○KP) (至) ○○県○○市○○ (STA ○○+○○) or (○○KP) 工期 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日 (○○○日)																										
项目 ○○工 ○○工 ○○工 ○○工 ○○工 ○○工 ○○工 ○○工 ○○工 全体	数量 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	単位 式 m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 式	○○年度 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30																							
			○○年度																							
			○○年度																							
			摘要																							
			100%																							
			90%																							
			80%																							
			70%																							
			60%																							
			50%																							
40%																										
30%																										
20%																										
10%																										
0%																										

正

# 正誤表(13/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

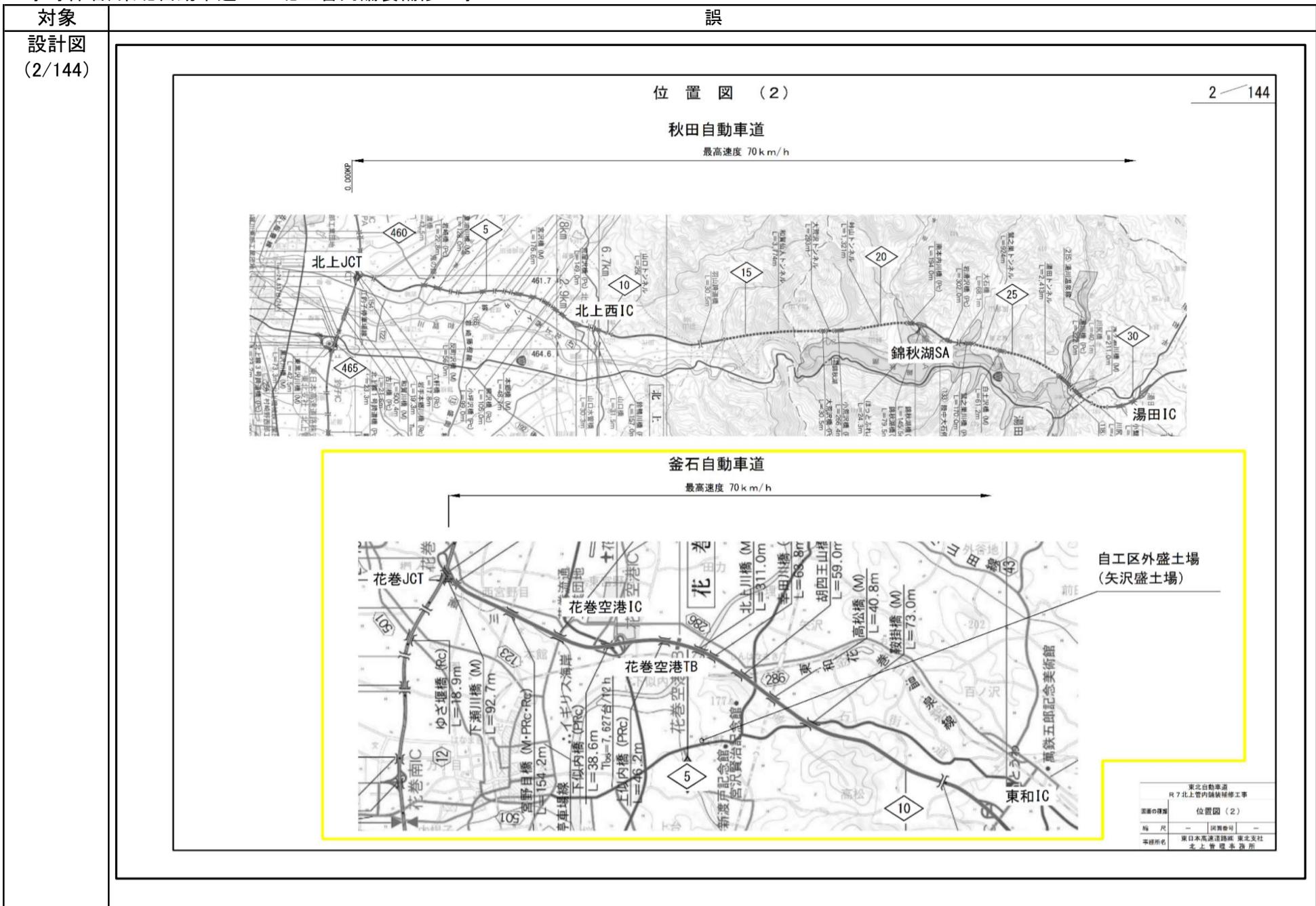
対象	誤																																																																																							
特記仕様書 添付資料 様式7	<p>様式-7</p> <p>令和 年 月 分工事履行報告</p> <p>(工事名) 東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事 受注者 ○○株式会社 現場代理人 ○○ ○○ 契約金額</p> <p>自) 年 月 日 (○○○日間) 至) 年 月 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計数量</th> <th>契約金額</th> <th>換算率 (%)</th> <th>累計出来高 (%)</th> <th>前月出来高 (%)</th> <th>今月出来高 (%)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>準備工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雑工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>後片づけ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>全体</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計出来高 (%)	前月出来高 (%)	今月出来高 (%)	摘要	準備工								○○工								○○工								○○工								○○工								雑工								後片づけ																全体							
項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計出来高 (%)	前月出来高 (%)	今月出来高 (%)	摘要																																																																																	
準備工																																																																																								
○○工																																																																																								
○○工																																																																																								
○○工																																																																																								
○○工																																																																																								
雑工																																																																																								
後片づけ																																																																																								
全体																																																																																								

正

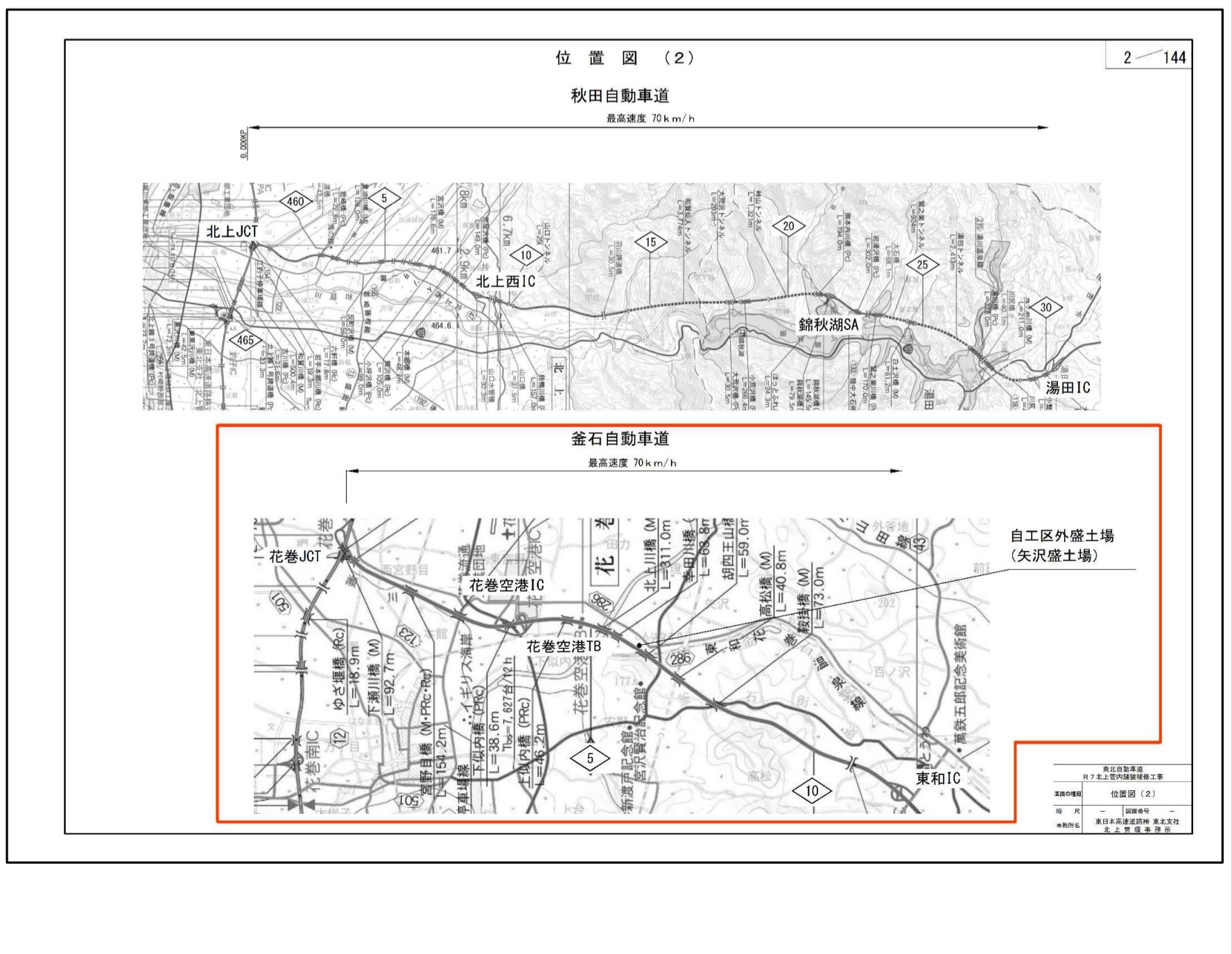
対象	正																																																																																							
特記仕様書 添付資料 様式7	<p>様式-7</p> <p>令和 年 月 分工事履行報告</p> <p>(工事名) 東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事 受注者 ○○株式会社 現場代理人 ○○ ○○ 契約金額</p> <p>自) 年 月 日 (○○○日間) 至) 年 月 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設計数量</th> <th>契約金額</th> <th>換算率 (%)</th> <th>累計出来高 (%)</th> <th>前月出来高 (%)</th> <th>今月出来高 (%)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>準備工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○○工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雑工</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>跡片づけ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>全体</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計出来高 (%)	前月出来高 (%)	今月出来高 (%)	摘要	準備工								○○工								○○工								○○工								○○工								雑工								跡片づけ																全体							
項目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累計出来高 (%)	前月出来高 (%)	今月出来高 (%)	摘要																																																																																	
準備工																																																																																								
○○工																																																																																								
○○工																																																																																								
○○工																																																																																								
○○工																																																																																								
雑工																																																																																								
跡片づけ																																																																																								
全体																																																																																								

# 正誤表(14/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事



正



# 正誤表(15/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤
参考図 (9/16)	<p>自工区外盛土場 位置図 (参考図) 9 / 16</p> <p>立入防止柵 撤去・再設置 L = 8. 0 m 敷鉄板 設置・撤去 A = 135 m<sup>2</sup></p>

正
<p>自工区外盛土場 位置図 (参考図) 9 / 16</p> <p>立入防止柵 撤去・再設置 L = 8. 0 m 敷鉄板 設置・撤去 A = 135 m<sup>2</sup></p>

# 正誤表(16/16)

工事等件名)東北自動車道 R7北上管内舗装補修工事

対象	誤											
割掛対象表 参考内訳書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前コア採取費</td><td> <p>舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧G005の試験に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤(加熱アスファルト安定処理路盤用混合物)の下面まで、φ10cmのコアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物で埋戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。なお、採取ピッチは100m毎に3本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第19章「交通規制工」及び本特記仕様書22-9「交通規制工」に準じて実施するものとする。</p> </td><td> <p>1. 東北自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 28 cm (2) コア採取数 400個 (3) 交通規制工</p> <p>1) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) 18回 2) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) A 11回 3) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) 15回 4) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) A 5回 5) 車線規制 (昼夜連続) II × 1 × 0 × 1 (東北道) 3回 (特記仕様書 22-15-4 「夜間巡回」に示す内容を含む)</p> <p>(4) 交通保安要員</p> <p>1) 交通監視員 A1 (交代要員不要) 6人・日 2) 交通監視員 A2 (交代要員不要) 20人・日 3) 交通監視員 A3 (交代要員を含む) 21人・日 4) 交通監視員 A4 (交代要員を含む) 6人・日 5) 交通監視員 A5 (交代要員を含む) 3人・日 6) 交通監視員 A6 (交代要員を含む) 9人・日</p> <p>2. 秋田自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 55個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B2 (Y) (交代要員不要) 2人・日 2) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 4人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>3. 秋田自動車道 (ランプ部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 4個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B1 (Y) (交代要員不要) 1人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>4. 益石自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 18 cm (2) コア採取数 107個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 10人・日 2) 交通誘導警備員 B4 (Y) (交代要員を含む) 2人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>				割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	事前コア採取費	<p>舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧G005の試験に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤(加熱アスファルト安定処理路盤用混合物)の下面まで、φ10cmのコアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物で埋戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。なお、採取ピッチは100m毎に3本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第19章「交通規制工」及び本特記仕様書22-9「交通規制工」に準じて実施するものとする。</p>	<p>1. 東北自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 28 cm (2) コア採取数 400個 (3) 交通規制工</p> <p>1) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) 18回 2) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) A 11回 3) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) 15回 4) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) A 5回 5) 車線規制 (昼夜連続) II × 1 × 0 × 1 (東北道) 3回 (特記仕様書 22-15-4 「夜間巡回」に示す内容を含む)</p> <p>(4) 交通保安要員</p> <p>1) 交通監視員 A1 (交代要員不要) 6人・日 2) 交通監視員 A2 (交代要員不要) 20人・日 3) 交通監視員 A3 (交代要員を含む) 21人・日 4) 交通監視員 A4 (交代要員を含む) 6人・日 5) 交通監視員 A5 (交代要員を含む) 3人・日 6) 交通監視員 A6 (交代要員を含む) 9人・日</p> <p>2. 秋田自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 55個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B2 (Y) (交代要員不要) 2人・日 2) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 4人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>3. 秋田自動車道 (ランプ部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 4個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B1 (Y) (交代要員不要) 1人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>4. 益石自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 18 cm (2) コア採取数 107個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 10人・日 2) 交通誘導警備員 B4 (Y) (交代要員を含む) 2人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p>	
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面									
事前コア採取費	<p>舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧G005の試験に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤(加熱アスファルト安定処理路盤用混合物)の下面まで、φ10cmのコアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物で埋戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。なお、採取ピッチは100m毎に3本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第19章「交通規制工」及び本特記仕様書22-9「交通規制工」に準じて実施するものとする。</p>	<p>1. 東北自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 28 cm (2) コア採取数 400個 (3) 交通規制工</p> <p>1) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) 18回 2) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) A 11回 3) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) 15回 4) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) A 5回 5) 車線規制 (昼夜連続) II × 1 × 0 × 1 (東北道) 3回 (特記仕様書 22-15-4 「夜間巡回」に示す内容を含む)</p> <p>(4) 交通保安要員</p> <p>1) 交通監視員 A1 (交代要員不要) 6人・日 2) 交通監視員 A2 (交代要員不要) 20人・日 3) 交通監視員 A3 (交代要員を含む) 21人・日 4) 交通監視員 A4 (交代要員を含む) 6人・日 5) 交通監視員 A5 (交代要員を含む) 3人・日 6) 交通監視員 A6 (交代要員を含む) 9人・日</p> <p>2. 秋田自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 55個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B2 (Y) (交代要員不要) 2人・日 2) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 4人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>3. 秋田自動車道 (ランプ部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 4個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B1 (Y) (交代要員不要) 1人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>4. 益石自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 18 cm (2) コア採取数 107個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 10人・日 2) 交通誘導警備員 B4 (Y) (交代要員を含む) 2人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p>										
	正											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表 の項目名称</th><th>工事の内容</th><th>数量内訳 (参考)</th><th>図面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前コア採取費</td><td> <p>舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧G005の試験に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤(加熱アスファルト安定処理路盤用混合物)の下面まで、φ10cmのコアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物で埋戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。なお、採取ピッチは100m毎に3本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第19章「交通規制工」及び本特記仕様書21-8「交通規制工」に準じて実施するものとする。</p> </td><td> <p>1. 東北自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 28 cm (2) コア採取数 400個 (3) 交通規制工</p> <p>1) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) 18回 2) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) A 11回 3) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) 15回 4) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) A 5回 5) 車線規制 (昼夜連続) II × 1 × 0 × 1 (東北道) 3回 (特記仕様書 21-8-4 「夜間巡回」に示す内容を含む)</p> <p>(4) 交通保安要員</p> <p>1) 交通監視員 A1 (交代要員不要) 6人・日 2) 交通監視員 A2 (交代要員不要) 20人・日 3) 交通監視員 A3 (交代要員を含む) 21人・日 4) 交通監視員 A4 (交代要員を含む) 6人・日 5) 交通監視員 A5 (交代要員を含む) 3人・日 6) 交通監視員 A6 (交代要員を含む) 9人・日</p> <p>2. 秋田自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 55個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B2 (Y) (交代要員不要) 2人・日 2) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 4人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>3. 秋田自動車道 (ランプ部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 4個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B1 (Y) (交代要員不要) 1人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>4. 益石自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 18 cm (2) コア採取数 107個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 10人・日 2) 交通誘導警備員 B4 (Y) (交代要員を含む) 2人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> </td><td></td></tr> </tbody> </table>				割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面	事前コア採取費	<p>舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧G005の試験に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤(加熱アスファルト安定処理路盤用混合物)の下面まで、φ10cmのコアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物で埋戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。なお、採取ピッチは100m毎に3本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第19章「交通規制工」及び本特記仕様書21-8「交通規制工」に準じて実施するものとする。</p>	<p>1. 東北自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 28 cm (2) コア採取数 400個 (3) 交通規制工</p> <p>1) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) 18回 2) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) A 11回 3) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) 15回 4) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) A 5回 5) 車線規制 (昼夜連続) II × 1 × 0 × 1 (東北道) 3回 (特記仕様書 21-8-4 「夜間巡回」に示す内容を含む)</p> <p>(4) 交通保安要員</p> <p>1) 交通監視員 A1 (交代要員不要) 6人・日 2) 交通監視員 A2 (交代要員不要) 20人・日 3) 交通監視員 A3 (交代要員を含む) 21人・日 4) 交通監視員 A4 (交代要員を含む) 6人・日 5) 交通監視員 A5 (交代要員を含む) 3人・日 6) 交通監視員 A6 (交代要員を含む) 9人・日</p> <p>2. 秋田自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 55個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B2 (Y) (交代要員不要) 2人・日 2) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 4人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>3. 秋田自動車道 (ランプ部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 4個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B1 (Y) (交代要員不要) 1人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>4. 益石自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 18 cm (2) コア採取数 107個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 10人・日 2) 交通誘導警備員 B4 (Y) (交代要員を含む) 2人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p>	
割掛対象表 の項目名称	工事の内容	数量内訳 (参考)	図面									
事前コア採取費	<p>舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。コア採取は、舗装調査・試験法便覧G005の試験に基づき、土工部においては舗装表面から上層路盤(加熱アスファルト安定処理路盤用混合物)の下面まで、φ10cmのコアを採取する。コア採取孔は、アスファルト混合物で埋戻し、舗装体として十分に機能するよう復旧するものとする。なお、採取ピッチは100m毎に3本とし、これに要する交通規制、交通監視員費は含むものとし、共通仕様書第19章「交通規制工」及び本特記仕様書21-8「交通規制工」に準じて実施するものとする。</p>	<p>1. 東北自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 28 cm (2) コア採取数 400個 (3) 交通規制工</p> <p>1) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) 18回 2) 車線規制 I × 1 × 0 (東北道) A 11回 3) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) 15回 4) 車線規制 II × 1 × 0 (東北道) A 5回 5) 車線規制 (昼夜連続) II × 1 × 0 × 1 (東北道) 3回 (特記仕様書 21-8-4 「夜間巡回」に示す内容を含む)</p> <p>(4) 交通保安要員</p> <p>1) 交通監視員 A1 (交代要員不要) 6人・日 2) 交通監視員 A2 (交代要員不要) 20人・日 3) 交通監視員 A3 (交代要員を含む) 21人・日 4) 交通監視員 A4 (交代要員を含む) 6人・日 5) 交通監視員 A5 (交代要員を含む) 3人・日 6) 交通監視員 A6 (交代要員を含む) 9人・日</p> <p>2. 秋田自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 55個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B2 (Y) (交代要員不要) 2人・日 2) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 4人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>3. 秋田自動車道 (ランプ部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 20 cm (2) コア採取数 4個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B1 (Y) (交代要員不要) 1人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p> <p>4. 益石自動車道 (土工部)</p> <p>(1) 平均コア削孔長さ 18 cm (2) コア採取数 107個 (3) 交通保安要員</p> <p>1) 交通誘導警備員 B3 (Y) (交代要員を含む) 10人・日 2) 交通誘導警備員 B4 (Y) (交代要員を含む) 2人・日 ※夜間通行止めにて行うものとする。</p>										